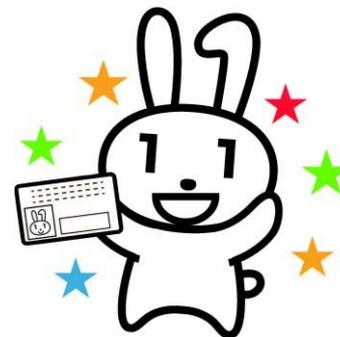


加入者の皆さまへ

マイナンバーカードと健康保険証の利用について



※現時点で国から示されている方針等に基づき作成したものです。
今後、国から示される省令、通知等により内容に変更が生じる可能性があります。
※システムベンダーの事情により、内容が変更になる場合もございます。

デサント健康保険組合

1. マイナ保険証（保険証の登録を行ったマイナンバーカード）での受診が始まっています

令和6年12月2日に健康保険証は**廃止**され、マイナ保険証による医療機関等の受診を基本とした仕組みに変わります！

（従来の）健康保険証 / **令和6年12月2日**に廃止（経過措置として、令和7年12月1日までは使用できます。）

令和7年12月2日に使用停止（保険証としての**使用ができなくなります。**）

令和7年12月1日までに、次のいずれかに変更が必要です

1. マイナ保険証

- マイナ保険証とは、マイナンバーカードを健康保険証として利用登録したものです。
- 登録がお済みであれば、現時点でもご利用いただけます。（※）オンライン資格確認を実施している医療機関等に限る。
- 医療費が高額になりそうな時に必要な「**限度額適用認定証**」申請は不要になります。
- 70歳以上の方の高齢受給者証の提示が**不要**となります。

2. 資格確認書

- マイナ保険証を使わずに医療機関へ受診する場合、発行が必要です。
- 有効期限があります。なお、発行・使用開始は**令和6年12月2日**です。
- **限度額適用認定証**の申請や、高齢受給者証の提示が必要になります。

マイナ保険証で受診するメリットは大きく **2点** です。

安心 よりよい医療が受けられる！

- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査を防ぎ、自身の健康・医療データに基づくより適切な医療を受けられます。

※ 本人の同意なく情報が共有されることはありません。

- 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少します。

※ 本人の同意なく情報が共有されることはありません。

- 旅行先や災害時に受診する際も、薬の情報等が連携されます。

便利 各種手続きも便利・簡単に！

- マイナポータルで医療費通知情報を入力でき、医療費控除の確定申告が簡単にできます。

- 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要になります。

- 「高齢受給者証」の持参も必要なくなります。

- 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要になります。

※ 新しい保険者による登録手続きは必要です。



令和6年12月2日以降、**新規に健康保険証は発行されません。**



2. 現在の健康保険証の取扱いについて

～ 令和6年12月2日以降の取り扱い～

令和6年12月2日から新規の保険証の発行は廃止となりますが、現在お持ちの健康保険証は、退職等で資格喪失にならない限り、令和7年12月1日まで使用できます。



- ◆ 令和7年12月1日までに退職した場合：お持ちの健康保険証は、従来通り回収が必要です。
- ◆ 令和7年12月2日以降については、お持ちの健康保険証はご自身で破棄してください。

従来の保険証の経過的取り扱い一覧

	マイナ保険証	従来の保険証			
	使用	使用	新規発行	退職時等の回収	自己廃棄
R6.12.01まで	可	可	可	必要 (従来通り)	不可 (従来通り)
R6.12.02～R7.12.1	可	可	不可	必要 (従来通り)	不可 (従来通り)
R7.12.2以降	可	不可	不可	不要	可

3. 「資格取得届」「被扶養者異動届」等のお手続きについて

～令和6年12月2日以降の取り扱い～

入社時に事業主から健康保険組合へ提出が必要な「資格取得届」、扶養家族の追加・削除されるときに提出する「被扶養者異動届」のお手続き方法は、これまでと**変更ありません**。ただし、取得・扶養認定の際に保険証は発行されず、代わりに「資格情報のお知らせ」が交付されます。

「資格情報のお知らせ」とは？

マイナンバーカードには、従来の保険証に記載されている記号・番号や資格取得年月日などの情報が記載されていません。このため、保険証廃止後の給付金申請にご活用いただくことなどを目的に、すべての加入者（被保険者・被扶養者）様に対して交付いたします。

「資格情報のお知らせ」はどのようなときに必要ですか？

傷病手当金や出産手当金などの給付金申請の際、インフルエンザ予防接種補助金等の補助金申請の際には、従来の保険証に記載の記号・番号の記入が必要になります。「資格情報のお知らせ」に記載のものをご活用ください。

また、医療機関受診の際、カードリーダーが未設置、カードリーダーにトラブルがあった場合等、「マイナンバーカード+資格情報のお知らせ」を提示することで、受診が可能となります。もしもの時に備えて**大切に保管**してください。

4. 加入者に対する「資格情報のお知らせ」の送付について

お問い合わせ番号
00-00000000-00000000-00

(記号) 12345678 (番号) 1234567
(被保険者氏名) 協会 太郎 様
(対象者氏名) 協会 太郎 様

〒123-4567
東京都〇〇区〇〇町 1-2-3
全国健康保険協会 〇〇支部

資格情報のお知らせ

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします(令和6年〇月〇日時点)。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	1234678	番号	1234567	(枝番)	00
氏名	協会 太郎				
フリガナ	キョウカイ タロウ				
生年月日	平成元年 10月 1日				
負担割合	3割 (令和6年〇月〇日時点)				
資格取得年月日	令和2年1月1日				
保険者名	全国健康保険協会 〇〇支部				

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

— マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら —



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます。(スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます)。

なお、現在、医療保険のデータベースに登録されているあなたの個人番号(マイナンバー)は次のとおりです(12桁のうち下4桁のみ表示)。方がー、表示されている下4桁の数字が、ご自身の個人番号(マイナンバー)の下4桁と一致していない場合には、保険者までご連絡ください。

**** * 6825 **1**

資格情報のお知らせ

記号 12345678 番号 1234567 枝番 00

フリガナ タロウ

氏名 協会 太郎

生年月日 平成元年 10月 1日

資格取得年月日 令和2年1月1日

保険者番号 12345678

保険者名称 全国健康保険協会 〇〇支部

左を切り取ってご利用いただくこともできます
(このお知らせのみでは受診できません)



令和6年10月下旬～11月上旬に、加入者に対し「資格情報のお知らせ」を世帯単位で被保険者宛に送付いたします。

また、「お知らせ」の送付に併せて、マイナンバー下4桁を通知します。ご自身のマイナンバーと一致しているかご確認いただき、一致していない場合、デサント健康保険組合(06-6633-4214)までご連絡ください。

1

マイナンバー下4桁の記載

医療保険データベースに登録されているマイナンバーの下4桁を記載しております。

2

資格情報のお知らせ

令和6年12月2日から以下の場合に使用できます。点線で切り取り大切に保管してください。

- ◆カードリーダー未設置、またはカードリーダーが使用できない時には、マイナ保険証とセットで提示することにより、保険診療が可能となります。
- ◆健康保険組合への各種補助金・給付金等の申請に!

2

5. 「資格確認書」について

～ 令和6年12月2日以降の取り扱い～

例外的に、マイナンバーカード申請中や、マイナ保険証の利用登録が間に合わない方については、デサント健康保険組合から「資格確認書」の発行を受けることで保険診療が可能となります。「資格確認書」の発行は以下のとおり行います。

【新規加入者】	資格確認書は、 令和6年12月2日以降 、資格取得時に本人からの申出に基づき、会社を經由して、発行いたします。
【既存加入者】	基本は、マイナ保険証を利用していただくこととなります。 ただし、令和7年12月2日以降、デサント健康保険組合が必要であると判断した場合には、資格確認書を発行いたします。

資格確認書を発行した方で、有効期限内に退職した場合、「資格確認書」の回収が必要です。

▶ 有効期限が切れた資格確認書については、自己破棄も可能です。

(参考) マイナ保険証・資格情報のお知らせ・資格確認書の比較 ①

制度改正後の保険証等の比較です。

(マイナ保険証をお持ちの方は、①②のみが対象となります。)

	名称	形状	取得方法	使用目的	使用方法	プラス面	マイナス面
①	マイナ保険証	・マイナンバーカード 	・マイナンバーカードの入手後、マイナンバーカードの保険証利用登録を行う	・カードリーダーが設置されている医療機関等を受診するとき	・医療機関等に設置されているカードリーダーで読み取り	・薬剤情報などを正確に医師・薬剤師と共有することで、よりよい医療が受けられる ・「限度額適用認定証」「高齢受給者証」が不要 ・マイナポータルで医療費通知情報を入手でき、確定申告が簡単にできる等	・マイナンバーカードを保険証として利用できるようにする登録作業が面倒 ※当初1回だけの作業になります。
②	資格情報のお知らせ	・紙製でカード型 	・資格取得時に配付(令和6年12月2日以降) ・既加入者には令和6年10月下旬～11月上旬送付(令和6年9月以降に資格取得した方は、12月頃送付予定) ※マイナポータルから確認できる「わたしの情報」でも代用可能	・カードリーダー未設置や、故障で利用できない医療機関等を受診するとき	・マイナンバーカードと資格情報のお知らせの両方を医療機関等に提示 (資格情報のお知らせのみでは受診不可)		
③	資格確認書	・現在、調整中	・新規加入者は原則、資格取得時に申し出る。(令和6年12月2日以降に発行) ・既存加入者は、マイナ保険証をお持ちでない場合に発行	・ マイナ保険証をお持ちでない 方が医療機関等を受診するとき	・医療機関等に提示	・従来の保険証と同じ感覚で使える	・有効期限がある(最長5年) ・「限度額適用認定証」「高齢受給者証」の発行手続きや持参が面倒 ・薬剤情報などを医師等に申告する必要があり、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクがある ・確定申告前に医療費通知の発行を受ける必要がある

(参考) マイナ保険証・資格情報のお知らせ・資格確認書の比較 ②

制度改正前後の保険証等の使用可能期間などをまとめました。

● 保険診療に必要な証（マイナ保険証を所持している場合）

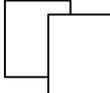



		令和6年					令和7年					令和8年																	
		8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8			
マイナ保険証	発行	可					制度改正日 (R6.12.2)												経過期間終了 (R7.12.1)										
	使用	可																											
資格情報のお知らせ ※カードリーダー使用不能時に必要	発行	※ 令和6年12月2日以降、新規取得者全員に自動発行（既加入者へは令和6年10月下旬～11月頃送付）																											
	使用	不可																											

※ マイナ保険証を所持している場合は、通常はマイナ保険証の提示のみで受診できます。

カードリーダーが使用不能であるときには、「マイナ保険証+資格情報のお知らせ等」で受診できます。

● 保険診療に必要な証（マイナ保険証を所持していない場合）

		令和6年					令和7年					令和8年													
		8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7
(従来の)健康保険証	発行	可				不可												経過期間終了 (R7.12.1)							
	使用	可					制度改正日 (R6.12.2)												不可						
資格確認書 ※ R6.12.2以降は保険証の代わりとして機能する	発行	不可				可																			
	使用	不可				可																			
限度額適用認定証 高齢受給者証	発行	可																							
	使用	可																							

※ マイナ保険証を所持していない場合は、従来の健康保険証または新たに発行される資格確認書の提示で受診できます。

これに加えて、限度額適用認定証（入院などで医療費が高額になる見込みの方）、高齢受給者証（70歳以上の方）の提示が必要になることがあります。

(参考) マイナ保険証に関するお問い合わせ先

(国) マイナンバー総合フリーダイヤル

- ・「通知カード」「個人番号カード」に関することやその他マイナンバー制度に関するお問い合わせ先 **0120-95-0178**

※ マイナンバー制度やマイナンバーカードに関する一般的なお問い合わせは、国のマイナンバー総合ダイヤルをお願いします。

(参考) マイナ保険証に関するお問い合わせ先

マイナ保険証解説動画

「使ってみよう！マイナ保険証」

マイナ保険証の制度や使用方法について動画で案内しています。

右の二次元バーコードからご覧ください。

